

令和4年第4回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年4月7日(木)
午前10時00分開会 午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員12名)

1番 中田 安義	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 中山 誠治	5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
8番 梶原 安行	10番 山田 政則	11番 河井 孝之
12番 岩木 國明	13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀

(推進委員11名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岩本 博志	推進委員 吉田 雅子
推進委員 堀田 良昭	推進委員 小西 礼子	推進委員 三田 邦男
推進委員 黒田 球貴	推進委員 松井 祥壮	推進委員 安井多佳子
推進委員 岡村 昭男		

4. 欠席委員(1名)

7番 宮本 孝博	9番 是佐恵美子	推進委員 清水 透
----------	----------	-----------

5. 議事録署名委員

5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
----------	----------

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局職員

	事務局長	齋藤 千文
	専門員	西本 真
	主任主事	武田枝梨加
(佐伯支所)	次 長	西田 昭子
	専門員	中原 貴志
(吉和支所)	次 長	研谷 浩樹
	主任主事	平井 翔太
(大野支所)	次 長	山本 政明
	主任主事	奥田 規之
(宮島支所)	次 長	津田 徳彦
	主 査	谷口 栄吾
	主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計について

- (2) 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (5) 議案第 16号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
(空き家に付随する農地)

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 報告第 2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (3) 報告第 3号 農地法施行規則第29条第1項第3号に規定する農業用施設への転用に係る届出について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局長	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和4年第4回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名で、本日の出席委員は12名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員を指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、5番の岡委員さん、6番の古川委員さん、お願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項でございます。よろしくお願いします。 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権の賃借について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案は2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。 番号6番、農地の所在地は、浅原字下保曾、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,262平方メートルのうち、612平方メートルです。利用目的は畑、期間は公告日から令和9年3月31日までの使用賃借の再設定を行う

	<p>ものです。</p> <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>それでは、よろしくお祈いしますが、受付番号6番で説明委員は安井委員さん、お祈いします。</p>
安井推進委員	<p>推進委員の安井です。私から番号6につきまして報告いたします。2月15日に古川委員、事務局2名とで現地確認を行いました。位置図は1ページとなります。所有者の〇〇さんから〇〇さんに引き続き耕作を依頼することになったものです。現地一帯、〇〇さんが集積されており、〇〇を植えておられます。これまでの実績からも何ら問題はないと思います。ご審議をよろしくお祈いします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、この件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお伺いいたします。</p> <p>これは実績がかなりありますが、ご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見が無いようですのでお諮りをします。</p> <p>議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号73番については、議席番号2番の木浦委員が関係する案件のため、番号58番、68番を先に審議をさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号58番、番号68番について説明させていただきます。</p>

議案書は4ページに総括表、5ページに内訳、位置図は2ページ、3ページになります。

番号58番、農地の所在地は、津田字東河本で、登記地目は田及び畑、面積は4筆の1, 103平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。

次に番号68番、農地の所在地は、津田字古畑で、登記地目は田、面積は1筆の673平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるための、有償の所有権移転です。

譲受人は、保有する機械等から判断して、農地の取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号58番、番号68番について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

受付番号58番、68番、木浦委員さん、お願いします。

2番委員

2番、木浦です。番号58番から現地の確認を説明します。

3月14日に河野会長、松井委員、事務局2名で現地の確認を行いました。現場は2ページです。ここは右上の方位のすぐ下が津田小学校になります。ですから、この県道の左方が吉和方面ということになります。現地は、恐らく〇〇を植えられていたのではないか思うのですが、ちょっと放置されていて、木もかなり大きくなっている状態です。この網かけのすぐ右のところに、名前が書いていないのですが、ここが受人の自宅になっております。受人も要するに〇〇をやっておられるということで、現地がすぐ自宅の側ですし、〇〇などを栽培されるということですからきれいになり、とても良い事ではないかと思えます。続けて、番号68番について説明します。やはり3月14日に河野会長、松井委員、事務局2名で現場を確認しました。受人の〇〇さんは前々の〇〇です。現場確認をして、〇〇さんのご自宅にも少し寄ったのですが、地図は3ページになります。現地は県道がすぐ側を走っている場所ですが、地図の上の方が佐伯支所なので、大体佐伯支所から1.5キロぐらい浅原方面に行った所に現場があります。それで、ここは、畑で利用されるということで、土が入ったりしていたのですが、やっぱりイチジクとか柿、果樹を栽培されると

	<p>いうことになりました。良い事と思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、これについて委員さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見が無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号58番、68番について許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号58番、68番について許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号73番について議案としますので、議席番号2番の木浦委員のご退席をお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局から説明をお願いをいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号73番について説明いたします。</p> <p>議案書は6ページに内訳、位置図は4ページになります。</p> <p>番号73番、農地の所在地は、津田字上小原で、登記地目は田、面積は1筆の433平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるため、無償の所有権移転です。</p> <p>譲受人は、所有する機械等から判断して、農地の取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号73番について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺</p>

松井推進委員	<p>いたします。</p> <p>松井委員さん、お願いします。</p> <p>津田地区推進委員の松井です。番号73について説明いたします。地図は4ページです。現地確認を3月14日に、会長、木浦委員、それから事務局2名と実施いたしました。所在ですが、津田小学校の裏に市道があるんですが、そこを東に少し行ったところにあります。現況ですが、確認当日、この農地はもう水張りが済んで、水稲作付の準備がしてありました。確認結果であります。この申請事由にはそれぞれ理由の記載がありますけれども、当該農地は約40年前に譲受人が隣接農地と一括して譲渡人から売買で取得してずっと耕作して、それぞれ相手方に譲ったものと認識されていたところでございます。当該農地は登記漏れであると今回判明したために、登記整理のために所有権を移転するものでございます。特に問題はございませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま地元委員の意見を述べていただきました。これについてご意見、ご質問ありますか。</p> <p>現場は農地に供しておりますし、登記漏れであったようでございます。</p> <p>意見が無いようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号73番について許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号73番について許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、木浦委員、自席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページに内訳、位置図は5ページ・6ページになります。</p> <p>番号63番、農地の所在地は、原字上河末で、登記地目は田です。面積は2筆の141平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、進入路として利用するための申</p>

請ですが、農地転用の手続を行わず既に利用しているため、顛末書が提出されております。

番号64番、農地の所在地は、河津原字下中組で、登記地目は田、面積は3筆の2,050平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、鯉の養殖用水槽、及び宅地、及び倉庫、及び駐車場として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わずに利用しているため、顛末書が提出されております。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員に意見をお伺いいたします。

63番について岡村委員さん、お願いします。64番を木浦委員さん、お願いします。

岡村推進委員

それでは、原地区推進委員の岡村です。63番について説明させていただきます。3月22日に沖村委員と自分、それと事務局1名、計3名にて現地確認を行いました。地図は5ページです。県道、玖島の分れの通りを造る道路のところになるのですが、申請人の〇〇さんの家の前の道路をもう既に進入路として使われておりました。もう既に何十年ぐらいたっているような状況で、周りには影響がないと判断しております。ご審議のほどよろしくお伺いいたします。

2番委員

2番、木浦です。番号64番について説明します。3月14日、河野会長、小西委員と事務局2名で、申請人の〇〇さんの立会の下に現場確認をしました。ここは面積がかなり大きいのですが、場所が6ページということで、場所的には、河津原地域のほぼ中心区域になるということになります。それで、少し離れたところにある要するに長細い分が、761-1ということになって、その要するに右側が今度は843-1と845-1ということで、もうこれは登記簿を見ると、昭和50年代の初め頃、この申請人の亡父が〇〇ということで始められたのではないかと思います。平成になって地目変更をされて、一度、雑種地に戻されて、それから田に地目変更またされているのですが、現場はもうとにかく全部がコンクリートの池になっているのです。この一番下の宅地というの、亡くなられたお父さんの自宅が建っておられるということで、恐らく昭和50年ぐらいに亡くなったお父さんがここへ建てられたのではないかと思います。何せもう古いコンクリー

	<p>トの〇〇なもので、どうすることもできないという状態になっております。恐らくこの申請人も、とにかく農地ということはどうもできないということで、4条申請を出されたと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元地区担当委員の意見を伺いました。これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお伺いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見が無いようですのでお諮りをします。</p> <p>議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は8ページ、9ページに内訳、位置図は7ページから9ページになります。</p> <p>番号57番、農地の所在地は、玖島字壺町田景浦の第2種農地で、登記地目は田及び畑、面積は4筆の663平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場及び露天資材置場として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、露天駐車場等として利用しているため始末書が提出されています。</p> <p>次に番号62番、農地の所在地は、津田字東横矢の第2種農地で、登記地目は田、面積は4筆の1,124平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅及び駐車場及び庭敷地として利用するための申請です。</p> <p>次に番号70番、農地の所在地は、地御前字木上の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の1,056平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、一般個人住宅として利用するための申請です。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可</p>

	<p>申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 57番、堀田委員さん、62番、木浦委員さん、70番、中山委員さん、よろしく申し上げます。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。57番、5条申請について説明します。地図は7ページとなります。3月16日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。現場は、〇〇の南西側に位置します。貸付人と借受人は親子関係にあり、事務局の説明のとおり、既に露天駐車場及び資材置場として利用しているため、始末書が提出されています。周辺農地への影響も考えられず、問題はないと考えられます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
2番委員	<p>2番、木浦です。番号62番について説明します。3月14日、河野会長、事務局2名で現地の確認をしました。現場は地図の8ページということで、佐伯支所のすぐ裏になります。県道に面しているのですが、県道というのは、佐伯支所の前のところにある道が廿日市方面と吉和方面に行く県道ということになります。 現場は、少し勾配がある小高い畑のような用地になっている場所で、一反を超えるのですが、主に住宅を建てられるのは、地図を見ると、一番上の〇〇の面積が一番大きいところです。これ一番主なところであって、ほかの〇〇とか〇〇は少し細長い要するに網かけの上方の県道に面する細長い場所になるもので、その辺りが駐車場に当たる様に、計画図ではなっております。それと〇〇が、また少し一段高い、1メートル以上高い段差になっているのですね。ここが一応家庭菜園ということで申請されております。また、現場の状態も、この要するに案内図のとおり、隣接地に迷惑になるということはないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
4番委員	<p>4番の中山です。70番の説明をします。3月24日、岩本推進委員、事務局と現地調査をしました。この地御前字木上の物件については、市街化調整区域で、原則、家は建たないのですが、この9ページの地図を見ていただきましたら、西広島バイパスで、大きな道路25メートル以上がついております。市街化区域でも道路が広いのがあって二、三十メートル、50メートルまでですかね。特例ということで許可になるのだそうです。そういうことで、周辺は農地なのですが、事務局も言われましたが、一段高台となっておりまして、目の前には川が通っているのですが、周辺農地には被害がないと思います。審議のほうお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。それでは、この57番、62番、70番について、皆さんからのご意見、ご質問等をお伺いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ご意見が無いようですのでお諮りをします。</p> <p>議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第16号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について説明させていただきます。</p> <p>本日配付させていただきました議案第16号資料①をご覧ください。</p> <p>空き家バンクに付随する農地については、令和元年12月総会において、定住促進等を図る観点から、取得下限面積について1アールで承認をいただいております。</p> <p>新規に空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の取得下限面積について承諾を求めるものです。</p> <p>空き家バンクに付随する農地の別段の面積について、登録する際には、総会の承認を得ることとなっておりますので上程をしております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ご意見が無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第16号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について承認することについて異議ございませんか。</p>

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第16号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について承認をいたします。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。

議案書は11ページから13ページ、位置図は10ページから15ページになります。

今月の報告は、令和4年2月16日から令和4年3月1日までの間に受理した9件です。議案の朗読は省略させていただきます。

番号35番・36番については、関連議案です。

番号38番については、過去に転用届が提出されております。

番号42番・43番については、関連議案です。

番号45番については、農地の転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されております。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。

以上で、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。

《委員より質疑等なし》

議長

無いようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。

報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。

議案書は14ページ、位置図は16ページになります。

広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、過去

	<p>に転用許可等はなく、転用時期は不明であり、許可を得る必要があるが、許可を得ていない案件で、既に庭敷地として利用されているため、非農地として処理する旨を回答しました。</p> <p>以上で、報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>無いようですので、報告第2号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p> <p>報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は15ページ、位置図は17ページです。</p> <p>この届出は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第4条第1項の許可が不要となります。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らの農地を自らの耕作に供するほかの農地の保全、もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これにつきまして質疑があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、報告第3号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農業用施設への転用に係る届出について報告を終わります。</p> <p>以上で、本日の議事を終わります。</p> <p>次回、第5回農業委員会総会は5月6日金曜日、廿日市市役所</p>

7階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

(閉会 午前 11 時 00 分)

以上のおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 5 月 6 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長 (議長)

廿日市市農業委員会委員 (5 番委員)

廿日市市農業委員会委員 (6 番委員)
